（無斷轉載可）

（日曜日休刊）　（定價金二錢）

時事新報

第千五百十一號
明治二十年二月十四日　月曜日
舊丁亥正月廿二日　（庚戌）
日出卯時六時五十分　日入午後五時三十七分
月出午後　月入午前
潮汐午前九時五十二分　午後十時十五分
（西暦一千八百八十七年）

時事論報

平等の保護

不平等なる保護の大に民業を害するの次第は既に前號に陳述せるが如くなれども凡そ世の事業には公益を主とするものと私益を主とするものとの區別あるが故に政府たるものは能く其區別を審にして其事業の性質次第、勢保護を與へざる可らざるものあるなり例へば今某の場所に金鑛を發見し或は何山の奥に銅脈あるを認めて之を發掘せんとするものあらんか其事たる固より富國の業たるを相違なうる可しと雖ども起業者の目的い事は少私益にあるが故に政府は唯法律上何人にも爲す可き丈けの世話を爲すのみにして別に之を保護す可らず左れども今民間の人が太平洋の底に電線を沈架せんとするか或は蘇洲其他の場所に汽船定期航海の線路を開らんとするか凡そ此等の諸事業を計畫するとあれば其事業たる主として公共の便益を謀るものにして創業五年乃至十年間は迚も其資本金に對する利子をも得ると能はざるは通常の事例なるが故に政府果して其事業を贊成あたらんには單に法律上に止まらず或は金力の保護を爲すも國の爲めに至當の事なる可し故に事業の性質次第へ政府が特別に之を保護するの必要なきに非ざれども一般人民が私の力を以て營む可き事業に就き或る特別の營業者に向て特別の保護を與ふるが如きは一方に利器を授けて他れ徒手の敵に向はしむると一般、其利器を所持せざる同業者は縱令び其力量の優るゝあるも如何せん獨立徒手の悲しさに一時其鋒を避けざるを得ず左れば此等の營業に就ても保護を與ふると否とに論なく唯勉めて不平等の取扱を避け利器を授くるあらば何人にも之を授け徒手とあらば雖れ彼れの區別なく誘れも之を徒手にして同業競爭の間に自然の優劣勝敗を行はしむると甚だ肝要の事あるべし民業保護に就き政府果して此精神を存せんゝ其保護は宜に害あるきのみならず更に大な民業の發達を助くると西洋諸國に於ても其例甚だ多きが如し例へば北米合衆國にて此都府より彼の地方に鐵道を敷設せんとするものあるとき政府は其線路の方向を檢査して別に不都合の廉なき限りは直に其請願を許可し其線路に沿ふたる一帶の官有地を互ひ違ひに一英方里づゝ即ち左の割合

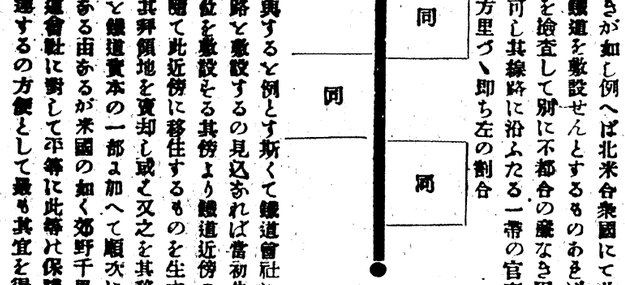

を以て鐵道會社に給與するを例とす斯くて鐵道會社にては例へば百里の線路を敷設するの見込あれば當初先づ二十里乃至三十里位を敷設せる其傍より鐵道近傍の地價次第に騰貴し亦隨て此近傍に移住するものを生ずるが故に會社は或は其所領地を賣却し或は又之を其移住民に貸與し其利益を鐵道資本の一部に加へて順次に之を延長するの都合ある由なるが米國の如く郊野千里に國有にては民設鐵道會社に對して平等に此等の保護を加ふると民業を發達するの方便として最も其宜を得たるものならん我國にても近來處々方々に民設鐵道の計畫あり鐵道資本を募集するものあれば之を敷設せるの許可と政府に請願せるものあり所謂鐵道事業の氣運到來したるものあらんかなれども我政府にては此等の鐵道發起人に向て如何なる保護を與ふるの意なるや我輩未だ之を知らざれども元來鐵道は公共の事業にして其營業者の目的は縱令び專ら私益にありとするも之を敷設したる所にて世用公益を裨補すると自餘諸般の事業の企及する所に非ず且つ鐵道を敷設すれば其沿道の便利を增し隨て其地方の地價と騰貴し線路近傍一帶の官有地も亦其價を增すが故に官有地の持主たる政府に於ても其鐵道會社の爲めに幾分の恩惠を被るの趣なれども民設鐵道會社に向て一樣平等に成る可き丈の保護を與へ其線路に係る私有地の買上方等に就ても夫れ〳〵の便利と與へ或い米國の例に倣ふて其沿道の官有地を給與する等の特典を施すも差支れ筋なかるべし勿論日本と米國とは其國柄同じからざるが故に民設鐵道會社に向て沿道一方英里の土地を給與するが如はは萬々能はざる所あらんと雖も其邊は總べて當局者れ酌量次第、我國の實際に適すると謀りて之を施行するに任す可きあり兎に角鐵道其他公共の性質を帶びたる事業に對して政府が平等なる保護を爲すは我輩が民業發達の爲めに甚ぞ贊成する所なれども此際若しも一着を誤りて其保護に不平等の廉もありたゝんには國家商工業家の迷惑果して如何ぞや我輩は此一點に關して國の爲め切に當局者の注意を祈るものなり

官報

○學生貸費　帝國大學に於ては去る八日工科大學應用化學科第二年生齋藤實治の三井物產會社貸費願を許可したり

○銀行營業景況　明治十九年七月より同十二月に至る半季間の各銀行資本金增減額及所設廢業せし銀行數は左の如し

國立銀行資本金減額表

銀行名稱	舊資本高	減資本高	現資本高
第四十六國立銀行	三〇〇、〇〇〇圓	一〇〇、〇〇〇圓	二〇〇、〇〇〇圓
第六十六國立銀行	三六〇、〇〇〇	一八〇、〇〇〇	一八〇、〇〇〇
第七十七國立銀行	一四〇、〇〇〇	四〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇

私立銀行資本金增減額表

府縣名	銀行名稱	增減額	舊資本金	現資本金
島根縣	濱田銀行	增一〇、〇〇〇圓	五〇、〇〇〇圓	六〇、〇〇〇圓
福岡縣	吉井銀行	增五、〇〇〇	六〇、〇〇〇	六五、〇〇〇
長野縣	宮川銀行	減一〇、〇〇〇	二六、七二〇	一六、七二〇
同	小諸銀行	減三〇、〇〇〇	一一〇、〇〇〇	八〇、〇〇〇
同	依田銀行	減三五、〇〇〇	八五、〇〇〇	五〇、〇〇〇
岡山縣	明十銀行	減二〇、〇〇〇	五〇、〇〇〇	三〇、〇〇〇
靜岡縣	袋井銀行	減一〇、〇〇〇	三八、〇〇〇	二五、〇〇〇
岐阜縣	蘇東銀行	減八、〇〇〇	六〇、〇〇〇	六〇、〇〇〇
青森縣	階上銀行	減四〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇
埼玉縣	埼玉銀行	減四〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇
同	金山銀行	減一二、二七五	一七、七二五	五、〇〇〇
鳥島縣	鳥渡銀行	減三八、三〇〇	五〇、〇〇〇	一一、七〇〇

私立銀行新設一覽表

銀行名稱	銀行所在地名	承認年月	資本金額
山城國	下京西洞院町	明治十九年八月	一〇、〇〇〇圓
信濃國	小縣郡生田町	同	三五、〇〇〇
筑前國	三池郡江浦町	明治十九年十月	二〇、〇〇〇
伊勢國	鈴鹿郡龜山	同	五〇、〇〇〇
駿河國	志太郡島田宿	明治十九年十二月	七〇、〇〇〇
上野國	吾妻郡中之條町	同	五〇、〇〇〇
肥後國	葦北郡高瀨町	同	一〇、〇〇〇
越中國	下新水郡高岡守山町	明治十八年十月二十四日承認ノ分	五〇、〇〇〇

高岡銀行は不分明の廉あるを以て前表へ掲載せざるに付き今回茲に掲ぐ

銀行名稱	銀行所在地名	承認年月	資本金額
島田銀行	島田宿	明治十九年十月	一〇、〇〇〇圓
同	飯沼銀行	同	五〇、〇〇〇
明治十九年十月	三池郡	同	二〇、〇〇〇
同	龜山銀行	同	五〇、〇〇〇
同	島田銀行	明治十九年十二月	七〇、〇〇〇
同	吾妻銀行	同	五〇、〇〇〇
同	鹿島銀行	同	一〇、〇〇〇
同	福島銀行	同	五〇、〇〇〇
同	福島銀行	同	一